

SAGA2024国民スポーツ大会
神 埼 市 実 行 委 員 会
第1回常任委員会

SAGA 2024

国 ス ポ ・ 全 障 ス ポ
新しい大会へ。

すべての人に、スポーツのチカラを。

日 時:令和3年 11 月4日(木) 16時30分～

会 場:神崎市役所3階大会議室

SAGA2024国民スポーツ大会
神崎市実行委員会第1回常任委員会 次第

日時:令和3年11月4日(木) 16時30分～
会場:神崎市役所3階大会議室

1 開 会

2 常任委員長あいさつ

3 副委員長の指名

4 報告事項

SAGA2024国民スポーツ大会会期について

5 議 事

【第1号議案】

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市開催推進総合計画(案)

【第2号議案】

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会専門委員会規程(案)

6 閉 会

報告事項

報告事項

S 実 第 238 号
令和3年(2021年)7月28日

各市町国スポ・全障スポ担当課・室長 様

SAGA2024実行委員会
会長 山口 祥義

SAGA2024国民スポーツ大会の大会会期決定について（お知らせ）

SAGA2024実行委員会の事業推進につきましては、日頃から御協力、御支援をいただき厚く御礼申し上げます。

本日、日本スポーツ協会においてSAGA2024国民スポーツ大会の大会会期が決定されましたので下記のとおりお知らせします。

記

- ・SAGA2024国民スポーツ大会の大会会期
令和6年（2024年）10月5日（土曜日）から10月15日（火曜日）まで

※SAGA2024全国障害者スポーツ大会の大会会期は日本障がい者スポーツ協会及び文部科学省にて調整中。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県 文化・スポーツ交流局
SAGA2024競技式典課内
SAGA2024実行委員会
事務局（担当：武内、西岡）
TEL : 0952-25-7405
FAX : 0952-25-7467
e-mail : saga2024kyougi@pref.saga.lg.jp

【参考】国スポ大会会期決定について

- 国民スポーツ大会は、今回決定した大会会期の前に実施される競技があります【会期前1・2】

各競技の競技別会期は調整中となります。

⇒ 国民スポーツ大会の競技別会期は、R3年12月末までに決定される予定です。

※全障スポの大会会期は調整中です。

【ご参考】国スポ大会会期の全体日程イメージ

		2024年9月																									
月	日	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
曜	期	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
	会期	国スポ会期前1 (13日間) 9月5日(木)～9月17日(火)【仮】													国スポ会期前2 (11日間) 9月21日(土)～10月1日(火)【仮】												

		2024年10月																														
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
曜	期	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
	会期	国スポ本会期 (11日間) 10月5日(土)～15日(火)																														

今回決定した大会会期

SAGA 2024 国スポ 全障スポ

第 1 号議案

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市開催推進総合計画（案）

1 趣旨

第78回国民スポーツ大会「SAGA2024」（以下「SAGA2024」という。）の成功に向け、市民・行政・関係機関及び関係団体等と緊密に連携を図り、市民のスポーツへの関心や意欲を高め、スポーツの推進につなげるとともに、心温かいおもてなしと神崎市の恵まれた魅力を発信する大会の実現を目指し、開催推進総合計画を定めるものとする。

2 基本方針

(1) 総務企画

SAGA2024を一過性のスポーツイベントとせず、「する」「観る」「支える」といったスポーツ文化の発展につなげ、地域の活力を創り出す大会とするため、総合計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

簡素な中にも魅力あふれる大会を目指し、創意工夫を凝らしながら、適切かつ効率的な財務の運営に努める。

(3) 広報

SAGA2024の開催に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を展開するとともに、神崎市の恵まれた自然や歴史・文化・産業など多様な魅力を全国に向けて発信する。

(4) 市民協働

市民・企業・団体・行政などの多様な主体の知恵と工夫を集結させ、一丸となって大会を盛り上げ、SAGA2024の経験を今後の市民協働によるまちづくりの推進につなげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、神崎市を訪れるすべての方々を温かくお迎えするとともに、自然、歴史、文化、産業など神崎市の多彩な魅力を発信し、再び訪れていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

競技会の円滑で効率的な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用するなど効率的に整備する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としながらも創意工夫を図り、神埼市の特色を活かしたスポーツイベントらしい式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を踏まえ、既存施設の有効活用を図りながら、SAGA2024に向けた施設整備を図る。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめとした大会関係者等の宿泊については、大会に集中できるような環境を整えるとともに、効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、SAGA2024に関わる全ての方々が、快適な環境のもとで大会に参加できるよう、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

神埼市の交通事情を勘案し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進し、交通混雑の緩和と安全に考慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他関係施設における治安の確保や非常時における緊急対応に万全を期するため、警備・消防防災体制の確立を図る。

3 年次計画

SAGA2024国民スポーツ大会神埼市開催推進総合年次計画(年度別業務一覧)は、別表のとおりとする。

S A G A 2 0 2 4 国民スポーツ大会神崎市開催推進総合計画年次計画 (案) (年度別業務一覧)

年度	令和元年度 (5年前)	令和2年度 (4年前)	令和3年度 (3年前)	令和4年度 (2年前)	令和5年度 (1年前)	令和6年度 (開催年)
行主 事 要	中央競技団体正規視察	大会開催決定	大会会期決定 競技会会期決定		リハーサル大会開催 (ハンドボール)	デモスポ開催 (いごてだま、フライングディスク)
準備 組 織		実行委員会設立 実行委員会総会開催	常任委員会開催 総務企画専門委員会設置・開催 競技式典専門委員会設置・開催 宿泊衛生専門委員会設置・開催 輸送交通専門委員会設置・開催			実行委員会解散
総務 企 画 専 門 委 員 会	① 総 務 企 画		開催推進総合計画策定・進行管理	識別用品整備要項作成 遺失物・拾得物取扱要項作成 保険加入要項作成	リハ大会識別用品整備 リハ大会での遺失物・拾得物取扱実施 リハ大会保険加入	大会識別用品整備 大会での遺失物・拾得物取扱実施 大会保険加入
	② 財 務		協賛取扱要項作成 リハ大会経費調査検討 大会経費調査検討	協賛の推進 リハ大会予算編成	リハ大会予算執行・決算 大会経費予算編成	大会予算執行・決算 大会経費執行・決算
	③ 広 報		広報基本計画策定	広報啓発活動の推進 ・ホームページの作成 ・大会PR看板の作成 ・啓発イベントの開催 等 大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定	大会報告書作成
	④ 市 民 協 働		市民協働基本計画策定 ボランティア募集要項作成	市民協働の推進 ・学校との連携 等 リハ大会ボランティア業務計画作成	リハ大会ボランティア配置 大会ボランティア業務計画作成	大会ボランティア配置
	⑤ お も て な し		観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾実施要項作成 案内所・休憩所設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾の準備検討 リハ大会案内所・リハ大会休憩所等設置 リハ大会売店設置	歓迎装飾の実施 大会案内所・大会休憩所等設置 大会売店設置

第 7 8 回 国民スポーツ大会 開催

SAGA 2024 国民スポーツ大会神崎市開催推進総合計画年次計画 (案) (年度別業務一覧)

年度	令和元年度 (5年前)	令和2年度 (4年前)	令和3年度 (3年前)	令和4年度 (2年前)	令和5年度 (1年前)	令和6年度 (開催年)
競技式典専門委員会	⑥ 競技	競技用具整備の調整		競技運営基本計画策定		競技別実施要項作成
		競技役員等編成の調整				競技用具整備の購入・借用 等
		リハ大会実施の調整		競技会係員・補助員編成の調整		競技役員等編成決定
			リハ大会開催基本計画策定	競技別リハ大会実施要項策定	競技別リハ大会プログラム作成・配布	競技別プログラム作成・配布
				競技会場実施設計の実施	デモスポ実施要項作成	デモスポ運営
					リハ大会競技会場設営・撤去	大会競技会場設営・撤去
			式典基本計画策定		式典実施要項作成	各競技会の開会式・表彰式の実施
				炬火イベントの調整	炬火イベント実施計画・要項作成	炬火イベント実施
			施設整備基本計画策定			
			施設整備の推進・点検			
宿泊衛生専門委員会	⑨ 宿泊	第一次仮配宿		配宿基本計画策定	リハ大会宿泊実施要項作成	大会宿泊実施要項作成
					リハ大会弁当調達要項作成	リハ大会弁当調達実施
				第二次仮配宿	第三次仮配宿	第四次仮配宿
			医事・衛生基本計画策定			
			医療救護要項作成	医療救護対策要領作成	救護所設置計画作成	救護本部・救護所設置
			防疫対策要項作成	防疫対策実施要領作成	防疫対策の推進	
			食品衛生対策要項作成	食品衛生対策実施要領作成	食品衛生対策の推進	
			環境衛生対策要項作成	環境衛生対策実施要領作成	環境衛生対策の推進	
輸送交通専門委員会	⑪ 輸送・交通			輸送・交通基本計画策定	輸送・交通業務実施要項作成	会場地輸送計画作成
					駐車場等調査・確保	リハ大会計画輸送実施
		第一次輸送計画調査		第二次輸送計画調査	第三次輸送計画調査	輸送本部設置
			消防防災・警備基本計画策定	大会消防防災・警備実施要項作成	大会消防防災・警備計画作成	消防警備本部設置
				リハ大会消防警備計画作成	リハ大会消防警備本部設置	

第78回国民スポーツ大会開催

第 2 号議案

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則（令和3年2月18日決定）第13条第3項の規定に基づき、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

（名称及び付託事項等）

第2条 専門委員会の名称及びSAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に、次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 1名

（役員を選任）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

（役員職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席できない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、該当委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 6 第3項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めたときは、書面により専門委員会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。

(専門部会)

- 第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。
- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱した委員（以下「部会委員」という。）をもって構成する。
 - 3 第3条から第5条まで並びに第6条第1項、第2項、第4項及び第6項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
 - 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営について必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

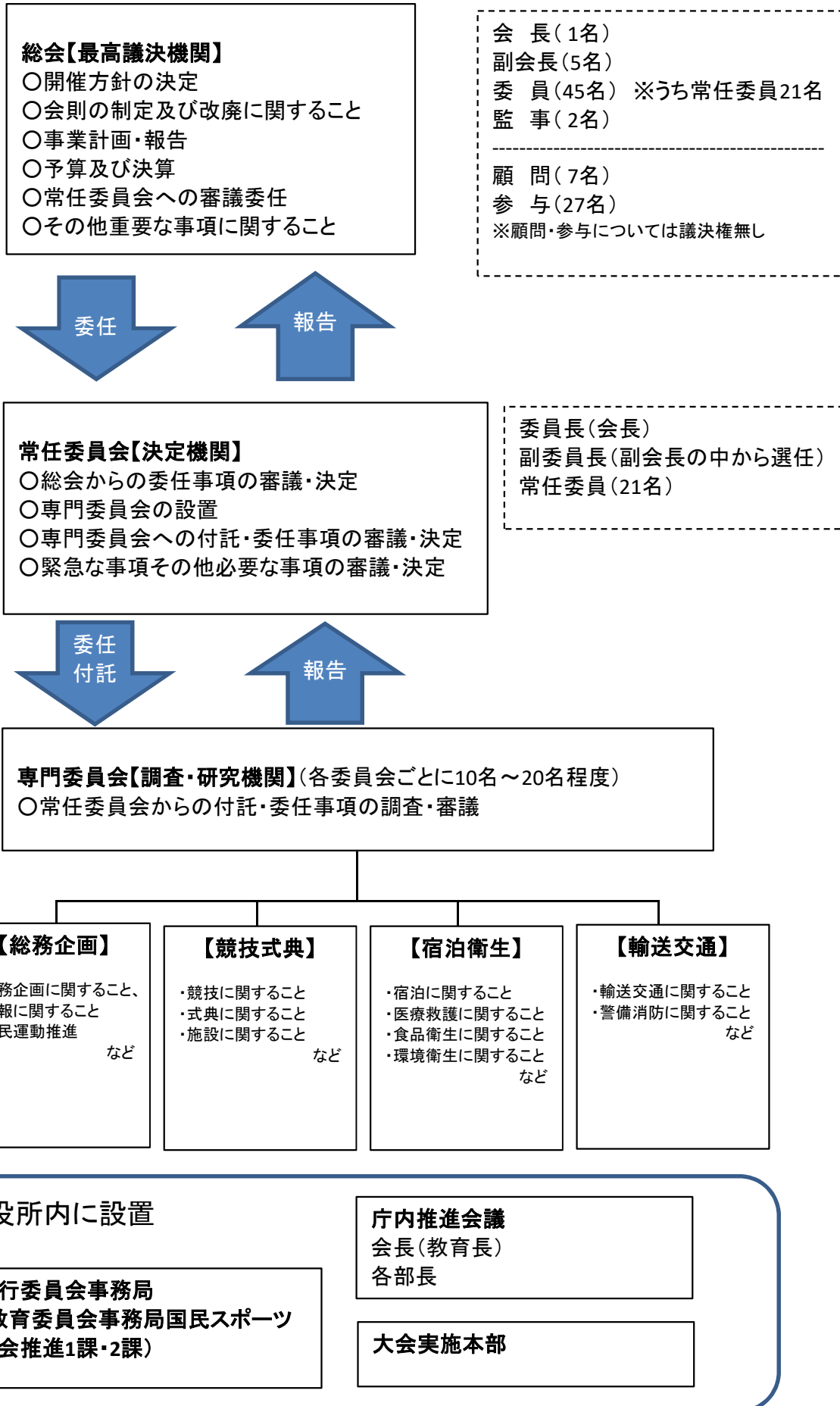
附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

名称	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	1 開催推進総合計画の立案に関する 2 財務の計画に関する 3 広報及び市民協働の計画に関する 4 観光、おもてなしの計画に関する 5 他の専門委員会に属さない 事項に関する	1 開催推進総合計画の実施に 2 財務の実施に関する 3 広報及び市民協働の実施に 4 観光、おもてなしの実施に 5 他の専門委員会に属さない 事項の実施に関する
競技式典 専門委員会	1 競技会運営の計画に関する 2 式典の計画に関する 3 施設整備の計画に関する 4 その他競技式典に関する	1 競技会運営の実施に関する 2 式典の実施に関する 3 施設整備の実施に関する 4 その他競技式典の実施に 関する
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊の計画に関する 2 医療救護及び防疫の計画に 関する 3 環境衛生及び食品衛生の計画 に関する 4 その他宿泊衛生に関する	1 宿泊業務の実施に関する 2 医療救護対策及び防疫対策の 実施に関する 3 環境衛生対策及び食品衛生 対策の実施に関する 4 その他宿泊衛生業務に実施に 関する
輸送交通 専門委員会	1 輸送の計画に関する 2 交通及び駐車場の計画に 関する 3 警備及び消防防災の計画に 関する 4 その他輸送交通に関する	1 輸送業務の実施に関する 2 交通及び駐車場業務の実施に 関する 3 警備及び消防防災対策の実施 に関する 4 その他輸送交通業務の実施に 関する

参 考



SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、令和6年国民スポーツ大会において、神崎市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、その他関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱した者（以下「委員」という。）をもって構成する。

- (1) 神崎市を代表する者
- (2) 神崎市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 25名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、神崎市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員(以下「委員等」という。)の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に、次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、委員等をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
 - (2) 会則の制定及び改廃に関すること。

- (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて顧問及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 第5項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により総会を開会することができる。この場合において、賛否等を表明した委員を出席委員とみなす。
(常任委員会)
- 第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。
- 2 委員長は、会長をもって充てる。
 - 3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。
 - 4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
 - 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
 - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
 - 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
 - (3) 総会を招集するいとまがない緊急な事項に関すること。
 - (4) その他、委員長が必要と認める事項に関すること。
 - 8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。
 - 9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員から報告があった事項を、必要に応じ次の総会に報告するものとする。
(専門委員会)
- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告するものとする。
 - 3 前2項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。
- (予算及び決算)

- 第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。
- 2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 補則

(解散)

- 第19条 実行委員会は、第2条に規定する目的が達成されたとき、総会の議決を経て解散するものとする。

- 2 実行委員会が解散するとき有する残余財産は、総会の議決を経て処分する。

(会長への委任)

- 第20条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この会則は、公布の日から施行する。

この会則は、令和3年5月12日から施行する。

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会常任委員会への委任事項

SAGA2024神崎市国民スポーツ大会神崎市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 競技会の開催に係る総合企画及び運営に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営及び式典に関すること。
- 3 宿泊及び医事衛生に関すること。
- 4 輸送、交通、警備及び消防に関すること。
- 5 広報及び市民運動に関すること。
- 6 その他会務に必要な事項に関すること。

SAGA2024国民スポーツ大会神崎市実行委員会委員・役員等

令和3年5月12日現在

会長 1名

(敬称略・順不同)

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	神崎市	市長	松本 茂幸

副会長 5名

選出区分	所属団体	役職	氏名
市議会関係	神崎市議会 (神崎市スポーツ協会副会長)	議長	中野 均
産業経済関係	神崎市商工会	会長	永沼 功
産業経済関係	神崎市観光協会	会長	島 富士男
市関係	神崎市 (神崎市スポーツ協会副会長)	副市長	田中 信博
市関係	神崎市教育委員会 (神崎市スポーツ協会副会長)	教育長	末次 利明

常任委員 21名

選出区分	所属団体	役職	氏名
県関係	神崎警察署	署長	諸泉 孝俊
産業経済関係	佐賀県農業協同組合	三神エリア担当常務理事	古賀 和紹
医療・福祉関係	神崎市郡医師会	会長	小森 啓範
教育・学校関係	佐賀県立神崎高等学校	校長	原口 哲哉
教育・学校関係	佐賀県立神崎清明高等学校	校長	高尾 伸之
教育・学校関係	神崎市小中学校校長会	会長	庄嶋 巖
教育・学校関係	神崎市小中学校校長会	副会長	牟田 禎一
スポーツ関係	神崎市スポーツ協会	理事長	松永 正則
スポーツ関係	神崎市スポーツ推進委員協議会	会長	西村 和義
スポーツ関係	佐賀県ハンドボール協会	会長	中園 嘉彦
スポーツ関係	佐賀県剣道連盟	会長	江島 良介
通信・輸送・交通	有限会社ジョイックス交通	代表取締役	小山 淳也
社会・文化・環境	神崎市市長会	会長	宮島 大作
警備・消防関係	佐賀広域消防局 神崎消防署	署長	樋口 浩人
宿泊・観光・衛生	神崎市食生活改善推進協議会	会長	綾部 初実
市関係	神崎市総務企画部	部長	中島 勝利
市関係	神崎市総務企画部	財務等担当理事	宮地 直仁
市関係	神崎市市民福祉部	部長	平山 幸二
市関係	神崎市福祉事務所	所長	八谷 美穂子
市関係	神崎市産業建設部	農林水産担当理事	松永 義彦
市関係	神崎市産業建設部	部長	嶋 耕二

委員 24名

選出区分	所属団体	役職	氏名
県関係	佐賀中部保健福祉事務所	所長	宮原 弘行
県関係	東部土木事務所	所長	宮崎 厚志
県関係	東部農林事務所	所長	藤 邦広
産業経済関係	一般社団法人神埼建設業協会	会長	牟田 正明
産業経済関係	佐賀東部森林組合	代表理事組合長	森崎 三善
産業経済関係	神崎市企業連絡協議会	会長	城野 敬悟
医療・福祉関係	神埼薬剤師会	会長	山岡 久泰
医療・福祉関係	社会福祉法人神崎市社会福祉協議会	会長	實松 清典
教育・学校関係	学校法人永原学園 西九州大学	講師	山口 裕嗣
スポーツ関係	神崎市剣道連盟	会長	野副 芳昭
スポーツ関係	神崎市ハンドボール協会	会長	中園 嘉彦
スポーツ関係	トヨタ紡織九州株式会社	取締役社長	吉川 靖司
通信・輸送・交通	九州旅客鉄道株式会社佐賀鉄道事業部	部長	野田 和成
通信・輸送・交通	神崎市交通指導員会	会長	田中 郁英
通信・輸送・交通	西鉄バス佐賀株式会社	代表取締役社長	財部 幸司
社会・文化・環境	神崎市文化連盟	会長	福田 清道
社会・文化・環境	神崎市老人クラブ連合会	会長	井上 達美
警備・消防関係	神崎市消防団	団長	江頭 文則
宿泊・観光・衛生	神埼そうめん協同組合	代表理事	井上 義博
市議会関係	神崎市議会	副議長	原口 ひさよ
市関係	神崎市産業建設部	ダム対策担当理事	前山 晴彦
市関係	神崎市議会事務局	局長	小柳 正輝
市関係	神崎市千代田支所	支所長	古川 法仁
市関係	神崎市脊振支所	支所長	吉田 稔

監事 2名

選出区分	所属団体	役職	氏名
市関係	神崎市	監査委員	松本 軍二
市関係	神崎市	会計管理者	古賀 哲也

顧問 7名

選出区分	所属団体	役職	氏名
県議会関係	佐賀県議会	議員	八谷 克幸
県議会関係	佐賀県議会	議員	古川 裕紀
教育・学校関係	神崎市教育委員会	教育委員	岡 俊和
教育・学校関係	神崎市教育委員会	教育委員	中島 謙一

教育・学校関係	神崎市教育委員会	教育委員	高尾 あい子
教育・学校関係	神崎市教育委員会	教育委員	山田 美知子
教育・学校関係	神崎市教育委員会	教育委員	菱岡 智美

参与 27名

選出区分	所属団体	役職	氏名
国関係	国土交通省九州地方整備局佐賀国道事務所	所長	沓掛 孝
市議会関係	神崎市議会	議員	片江 護
市議会関係	神崎市議会	議員	佐藤 知美
市議会関係	神崎市議会	議員	福田 清道
市議会関係	神崎市議会	議員	永沼 彰
市議会関係	神崎市議会	議員	松本 軍二
市議会関係	神崎市議会	議員	木原 憲治
市議会関係	神崎市議会	議員	山口 義文
市議会関係	神崎市議会	議員	田原 和幸
市議会関係	神崎市議会	議員	白石 昌利
市議会関係	神崎市議会	議員	野副 芳昭
市議会関係	神崎市議会	議員	野口 英樹
市議会関係	神崎市議会	議員	宮島 清
市議会関係	神崎市議会	議員	簗原 忍
市議会関係	神崎市議会	議員	宮地 明
市議会関係	神崎市議会	議員	西原 正剛
市議会関係	神崎市議会	議員	吉田 守
市議会関係	神崎市議会	議員	服巻 玉美
市議会関係	神崎市議会	議員	山本 千佳
報道関係	株式会社サガテレビ	代表取締役社長	吉村 俊造
報道関係	佐賀シティビジョン株式会社	代表取締役社長	古賀 一彦
報道関係	株式会社佐賀新聞社	代表取締役社長	中尾 清一郎
報道関係	株式会社西日本新聞佐賀総局	総局長	竹井 晋治
報道関係	株式会社読売新聞佐賀支局	支局長	堺 拓二
報道関係	株式会社朝日新聞佐賀総局	総局長	村上 英樹
報道関係	株式会社毎日新聞佐賀支局	支局長	中山 裕司
報道関係	株式会社エフエム佐賀	代表取締役社長	小川 正則

事務局 6名

	所属団体	氏名
事務局長	神崎市教育委員会教育部長	牛島 弘幸
事務局次長	神崎市教育委員会国民スポーツ大会推進2課長	石崎 伸二
事務局員	神崎市教育委員会国民スポーツ大会推進2課係員	石松 光司

事務局員	神崎市教育委員会国民スポーツ大会推進 1 課課長	坂井 昌晃
事務局員	神崎市教育委員会国民スポーツ大会推進 1 課係員	浦 翔太
事務局員	神崎市教育委員会国民スポーツ大会推進 1 課係員	土橋 玄輝